

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (工学府長・工学部長) 第2条 (略) 2 (略) 3 組織運営規則第4条第5項に規定する学府長候補者は、<u>意向調査を行い選出する。</u> 4 <u>前項の意向調査の参加資格者は、意向調査の公示の日において、次の各号に掲げる学府を兼務している者及び第7条第3項に定める学府長又は学部長が指名する者とする。</u> (1) <u>教授</u> (2) <u>准教授</u> (3) <u>講師</u> (4) <u>助教</u> (5) <u>助手</u> 5 (略)</p>	<p>本則 (工学府長・工学部長) 第2条 (略) 2 (略) 3 組織運営規則第4条第5項に規定する学府長候補者は、<u>第7条に定める教授会において選考する。</u> (削る) 4 (略)</p>	

附 則 (工規則第5号)

この規則は、平成27年10月26日から施行する。